

安全運転管理者に関する質疑応答

問1 従業員の自家用自動車を業務で使用させ、例えば業務で使用している際のガソリン代を事業所で負担している場合など、その自動車は、安全運転管理者を選任する対象となる自動車の台数に含める必要はありますか。
回答 自家用自動車の場合、「自動車の使用者」はその自動車を所有する従業員であり、事業所はその自動車を使用する権原を有しておらず、かつ、自動車の運行を総括的に支配できる地位にないため、事業所が自家用自動車の持ち込みを容認していたとしても、その自動車を安全運転管理者の選任の対象となる自動車の台数に含める必要はありません。
問2 自動車をリースし使用している場合、リース車を含めると法定台数に達する事業所では、安全運転管理者の選任は必要ですか。
回答 カーリースの形態は、車両購入に替えて特定の期間の賃貸契約を締結し、契約期間中、一定の契約金を支払うものであり、借り受けた自動車は当該事業所が直接管理することとなるので、道路交通法第74条の3第1項の安全運転管理者の選任義務が生じます。
問3 自動車台数が法定台数に達しない事業所であっても、安全運転管理者を選任することはできますか。
回答 自動車の数が法定台数に達していなくても、事業所の希望により、安全運転管理者を選任することは差し支えありません。
問4 問1の自動車を業務で運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無を確認する必要がありますか。
回答 従業員の自家用自動車を業務で使用する場合、その自動車は安全運転管理者が管理すべき対象となる自動車ではないため、その自動車を業務で使用する運転者は、運転前後の酒気帯びの有無の確認を行う対象とはなりません。 ただし、その自動車を運転する従業員に対しても、運転前後の酒気帯びの有無の確認を行うなど、安全運転に必要な指導、助言を行うことが望ましいと考えます。
問5 業務で運転する度に、運転者の酒気帯びの有無を確認する必要がありますか。
回答 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について、酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。 酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、また、終了後や退勤時に行うことで足りります。

<p>問6 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか。</p>
<p>回答 酒気帯びの有無の確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知による測定結果を確認する方法 ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法 <p>など、対面による確認と同視できるような方法が含まれます。</p> <p>なお、対面による確認ができない場合で、例えばメールやSNS（メッセージアプリ等）にアルコール検知器の結果を撮影した写真を添付する形で報告させるような場合は、安全運転管理者から運転者に対し、臨機応変に質問を行うことによって正常な判断力を有しているかどうかを確認することができないことから、対面による確認に準ずる方法には含まれません。</p>
<p>問7 使用すべきアルコール検知器の性能は決まっていますか。</p>
<p>回答 アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。</p> <p>また、安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていますので、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。</p>
<p>問8 運転者が個別購入したアルコール検知器を、安全運転管理者が使用してもよいですか。</p>
<p>回答 酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者（事業所）が購入すべきものであると考えます。</p> <p>ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限って、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。</p>

<p>問 9 出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになる場合、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできますか。</p>
<p>回答 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」といいます。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの有無の確認を行ったものとして取り扱うことができます。</p>
<p>問 10 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることはできますか。</p>
<p>回答 安全運転管理者の不在時など、安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」といいます。）に、酒気帯びの有無の確認を行わせることは差し支えありません。</p> <p>また、運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要となります。</p>
<p>問 11 酒気帯びの有無の確認をした場合に、どのような内容を記録すればよいですか。</p>
<p>回答 以下の内容を記録し、及びその記録を1年間保存することが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 確認者名 (2) 運転者 (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 (4) 確認の日時 (5) 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等） (6) 酒気帯びの有無 (7) 指示事項 (8) その他必要な事項
<p>問 12 安全運転管理者選任の規定台数に満たないものの、任意に安全運転管理者を選任して公安委員会に届け出している事業所も、アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を行う義務はありますか。</p>
<p>回答 道路交通法第74条の3第1項の規定により選任されている安全運転管理者以外の者にあつては、道路交通法上、酒気帯びの有無の確認（アルコール検知器を用いて行うものを含みます。）その他安全運転管理者としての義務は負いません。</p>

問13 1台の車両に複数名が乗車し、全員が運転する可能性がある場合、運転開始前の酒気帯びの有無の確認は全員が受けなければなりませんか。

また、仮に、複数名のうち一部の者しか運転しなかった場合は、運転終了後の酒気帯びの有無の確認は、運転した者だけ受ければよいですか。

回答 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無の確認をすることとされています。このため、「運転しようとする運転者」に当たる場合には、その全員に対して運転開始前の酒気帯びの有無を確認する必要があります。

一方で、運転終了後は、実際に「運転を終了した運転者」のみに対して酒気帯びの有無の確認をすれば足ります。

問14 自動車販売店において、試乗車、代車等、専ら客が運転するための自動車は、安全運転管理者を選任する対象となる自動車の台数に含める必要はありますか。

回答 安全運転管理者の選任義務の対象となる自動車は、自動車の使用者が自動車の使用の本拠において管理する自動車であり、かつ、従業員が業務のために運転する自動車に限られます。

したがって、試乗車、代車等、専ら客が運転する自動車は、安全運転管理者の選任義務の対象となる自動車の台数に含める必要はありません。

ただし、当該自動車を客が利用していない時間帯に、従業員が営業活動等のため継続的に運転する場合等は別論となり、個別の検討が必要ですので留意してください。